

議案第36号

愛西市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する
条例等の一部改正について

愛西市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（平成17
年愛西市条例第38号）等の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

平成23年11月29日提出

愛西市長 八木 忠 男

提案理由

この案を提出するのは、障害者自立支援法の改正に伴い、介護補償等に関する規定の改正が必要になったからである。

愛西市条例第13号

愛西市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する 条例等の一部を改正する条例

(愛西市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の
一部改正)

第1条 愛西市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(平成17年愛西市条例第38号)の一部を次のように改正する。

第10条の2第2号中「第5条第12項」を「第5条第13項」に、「同条第6項」を「同条第7項」に改める。

第2条 愛西市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第10条の2第2号中「第5条第13項」を「第5条第12項」に改める。

(愛西市障害者就労支援施設の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第3条 愛西市障害者就労支援施設の設置及び管理に関する条例(平成22年愛西市条例第11号)の一部を次のように改正する。

第3条第1号中「第5条第15項」を「第5条第16項」に改める。

第4条 愛西市障害者就労支援施設の設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正する。

第3条第1号中「第5条第16項」を「第5条第15項」に改める。

(愛西市消防団員等公務災害補償条例の一部改正)

第5条 愛西市消防団員等公務災害補償条例(平成17年愛西市条例第145号)の一部を次のように改正する。

第9条の2第2号中「第5条第12項」を「第5条第13項」に、「同条第6項」を「同条第7項」に改める。

第6条 愛西市消防団員等公務災害補償条例の一部を次のように改正する。

第9条の2第2号中「第5条第13項」を「第5条第12項」に改める。

附 則

この条例中第1条、第3条及び第5条の規定は公布の日から、第2条、第4条及び第6条の規定は平成24年4月1日から施行する。